

〈討論要旨〉

当日の録音が不調であったため、不十分なメモと記憶に頼らざるを得なくなったが、討論の流れは大略つぎのようであった。

参加者の関心は、生活互助のためのシステムとして挙げられたそれぞれについての理解、諸互助システムの段階的な変遷の状況、互助システムの段階と村落展開の段階との関連性、の三点に集中して

いた。討論は、第一の諸互助システムの吟味から始められた。

まず、「親戚」と規定されるシステムの範囲や世代的な幅はどれぐらいか、親戚意識や機能はどのようなものかについて、報告者は「親戚」とは本分家関係、姻戚関係の両者を含むが、その範囲がどこまでかは一律には定っていない。村での生活の必要に応じて各家ごとの判断によって親戚つき合いの範囲が決まる。本分家・姻戚が少なく関係の遠い家まで入り、多いと近い関係の家だけになる。多くは村内、近村の家であり、葬式に必要な人数は村内の親戚で確保するという程度の数であると説明した。さらに、「同族団」と「親戚」の区別について、「同族団」とは社会学でいうものと考えよく、本分家・従属関係を軸とするが、現在では同族的祭祀もなく、村人も同族団意識を持っていない。本分家という意識だけはあるが、これは親戚関係の中に包含されていると述べられた。

つぎに新しい互助システムとされた友人関係につき、現代の友人関係と昔(ex明治)の友人関係の異同、あるいは親の友人関係と子の友人関係の差違やギャップはどうなるのが問題となった。これについて報告者は、友人となる契機の違いによって範囲も年令幅も違い、それが機能の違いとなろうと答えた。現代の友人関係が進学の関係で同級生、せいぜい同窓生という関係を中心としているに對し、昔は青年団仲間、あるいは村での生産、生活を契機とする友人仲間があり、年令幅も大きかった。しかしこうした違いのため、現在の友人関係が村のことについて関心を持たないわけではなく、三〇代、四〇代になると、そのグループが村に影響を与える例も多いという発現があった。また友人関係は村を越えて広がるかという点について、報告者は、村を越える友人関係はやがて解体・再編され、

村内中心になる傾向があると述べ、それが村内でもバックアップを受けられる条件であるとした。この友人関係は、家意識も近隣意識も薄く、したがって親世代の友人関係と子世代の友人関係は別個で衝突することもある（ex 生産組織をめぐって）と発言があった。

なお、ここで報告者がいう村とは、行政町村が集落かという確認がなされたが、報告者は、集落、いわゆる部落を考えていると答えた。しかしこれについては、生産組織などが集落内に収斂したり、減反の集団転作が集落単位として行われる傾向もあるが、親戚・友人関係は集落を越えて拡がるという指摘もあり、その場合の互助機能のありかたが議論された。

つぎに第二の互助システムの段階的な変遷について、戦前期は「ぐるみ型」相互扶助が続いていたと考えてよいか、また戦後の互助システムはどのように変わったと考えられるか、が問題となった。これについて報告者は、戦前にも個別的互助がなかったとはいえないが、生活を律する仕組みは、村（部落）の仕組みであり、その意味で村規範の枠内での「ぐるみ型」互助が支配的であろうと述べた。ここで戦時での互助は、建前は村の共同互助性を強調しつつ、実態は国家体制の末端として隣保組織の統制に変っていると指摘があった。これが親戚を軸とした互助システムを弱めた面も大きいのである。また互助の内容については、戦前期を通じて、農業生産面での互助は低下して貨幣を媒介する関係が強まったのに対し、生活面では依然として互助機能が生きていた。それは、都市と対比した場合、村に住まわねばらぬという使命感があり、そのための定住努力がこうした互助機能を持続させるものと考えられた。この定住使命感について、報告者は、家産があるためというより、村の一員、村社会

のなかの家という意識のためであるとした。

なお、ぐるみ型互助と個別相対型互助の意識について、両者は段階的に区別されるものでなく、それぞれの段階の課題にに応じて、つねに集落・組織・家がからみ合って対応しているので、家を離れた救済システムは、行政や資本の機能（社会保障や保険システム）となり、互助という概念と異なるのではないかと指摘があった。さらに、平等・対等な「ぐるみ型」互助があるとすれば、それは近代的なもので重立ち層の支配の弱体化と関連するのではないかと疑問も出された。重立ち層支配の解体は、農業生産構造や町村行政機能の強化に由来するもので、そこに新しい互助の意味が生じていたと考えられる。

最後に、資本（企業）と村落的互助との関連をどうみるかという質問があったが、互助機能は資本活動に対抗するものであって、資本が互助システムに関わることはないだろうとされた。

総合的な意見として、報告者は、従来のイエ・ムラ理論から出発して、個人・家・集落の互助機能をみたが、現代のように行政町村の意義が大きくなっているとき、集落（ムラ）を越えた互助機能を考える必要があるろう、また、行政政策や、農協などの保険的互助をどう位置づけるかも考えるべきこととされた。

（文責 山内 太）